

【前文】

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。ろう者にとって、手話はかけがえのないものであり、生きていくための大切な言語です。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史があります。

ここに私たちは、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、ろう者とろう者以外の者が互いの言語を尊重し合い、意思疎通を図り、誰もが安心して暮らすことができる吉川市を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文では、吉川市手話言語条例制定の趣旨を説明しています。

手話は、ろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための必要な言語として、大切に育まれ、受け継がれてきました。

しかし、これまで、手話が言語として認められず、手話の使用に制限があり、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会において「障害者の権利に関する条約」が採決され、手話が言語に含まれることが明記され、その後、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられました。また、平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障害のある人たちに対する差別が解消されるとともに人権が守られ、より一層の社会参加の推進が期待されています。

このような状況を踏まえ、吉川市手話言語条例は、手話は言語であるとの認識に基づき全ての市民が手話への理解を深め、ともに支え合う地域社会を目指すことを目的とし制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

【解説】

この条は、本条例の目的を定めています。

手話が言語であると認識し、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者が担う役割について、明らかにすることで、手話及びろう者に対する理解と手話の普及を促進し、全ての市民が支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的にしています。

(基本理念)

第2条 言語である手話は、意思疎通の手段として一方的なものではなく、市民相互に必要な言語として尊重されなければなりません。

【解説】

本条例の基本理念を定めています。

言語である手話は、意思疎通の手段として一方的なものではなく、双方向性の意義を持ち、市民相互に必要な言語として尊重されなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとします。

【解説】

この条は、市の責務を定めています。

市は、基本理念に基づいて、手話に対する理解及び普及の促進を図ります。

また、手話を使用しやすい環境を整備するため必要な施策を講ずることを明らかにしています。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。

【解説】

この条は、市民（市内に居住、通学又は通勤する個人をいう。）の役割について定めています。

すべての市民が支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、市民が基本理念の理解を深めることが必要です。また、市の推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとしています。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

【解説】

この条は、事業所（市内において、医療、商工業、金融業その他の事業を行う者をいう。）の役割について定めています。

事業者は、基本理念の理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のため、ろう者の意思疎通などに対して、必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話による情報の提供及び取得に関する施策
- (3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成その他手話による意思疎通支援に関する施策
- (5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (6) 災害時における情報の提供及び取得並びに意思疎通支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとします。

【解説】

この条は、施策の推進について定めたものです。

市は、障がい者計画において、第1項各号に掲げる施策を定め、総合的かつ計画的に実施するものとしています。

また、市は、施策を実施するにあたり、ろう者その他の関係者と協議の場を設ける等、意見を反映するよう努めるものとしています。

(学校等における手話の理解等)

第7条 市は、学校、保育所等の活動において、手話を学ぶ機会及び手話に触れる機会の確保に努め、手話に対する理解及び手話の普及の促進に努めるものとします。

【解説】

この条は、学校等（小中学校、高等学校、保育所、幼稚園等）における手話の普及について定めたものです。

手話への理解のすそ野を広げるには、学校等における取組が必要であり、市内の小中学校及び保育園や幼稚園において、手話に接し、親しむ機会の提供等に努めるものとしています。

(財政上の措置)

第8条 市は、第6条第1項各号に掲げる施策及び前条に規定する取組を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

【解説】

この条は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置について定めたものです。

手話に対する理解及び普及促進並びに手話を使用しやすい環境の整備のため、手話に関する施策を実施するためには、一定の財政上の措置を講ずるものとしています。